

無料専用 相談窓口

■東京弁護士会 (セクシャル・マイノリティ 電話法律相談)

LGBT 法律問題に詳しい弁護士がお受けします。

☎ 03-3581-5515
毎月第2・第4木曜日
※祝祭日の場合は翌金曜日
17時～19時

■〈よりそいホットライン〉 一般社団法人社会的包摂 サポートセンター

24時間無休です。
どんな人のどんな悩みにもよりそって、一緒に解決する方法を探します。
☎ 0120-279-338 (フリーダイヤル)
※性的指向や性自認に関する相談は、ガイドランスにそって#4を押してください。
FAX 0120-773-776
(通話による聞き取りが難しい方)

■市の相談窓口

専門相談窓口ではありませんが、下記相談窓口でも、ご相談に応じています。

- ・人権相談・女性相談
- ・女性の悩み(カウンセリング)相談

※日程は毎月広報紙にて掲載しています。
今月号はP14をご覧ください。



宣誓の流れ

STEP
01

宣誓の相談

市ホームページからの電子申請・電話・メール・FAXなどで日時を相談

STEP
02

宣誓

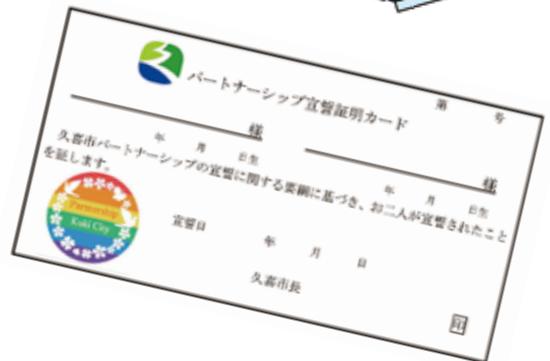
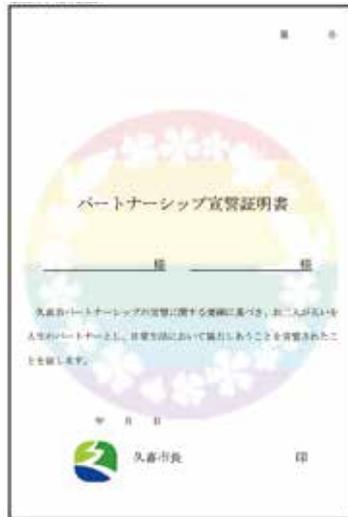
宣誓者2人で来庁し、宣誓書に必要書類を添えて提出
【必要書類】
住民票の写し、戸籍抄本等



STEP
03

証明書等の発行

パートナーシップ宣誓証明書
およびパートナーシップ宣誓
証明カードを発行し、お渡し
します。



左) パートナーシップ宣誓証明書
上) パートナーシップ宣誓証明カード
※デザインはイメージです。変更となる場合があります。

✓ 宣誓できる要件

- 2人もしくは1人が性的少数者であること
- 2人が成年に達していること
- 2人が久喜市民であるか、1か月以内に市内への転入を予定していること
- 2人に配偶者や他にパートナーシップの関係にある方がいないこと
- 2人の関係が近親者でないこと(養子縁組を除く)

宣誓でどんなことができますか？

「久喜市パートナーシップ宣誓制度」には、婚姻制度と同等の権利や義務などの法的効力はありませんが、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が広く理解されることで、行政や民間事業者の提供するサービスが利用できるなど、社会生活の中で、公平で適正な対応が行われるよう取り組んでまいります。引き続き、市民の皆さまや事業者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

詳しくは **久喜市 パートナーシップ宣誓制度**

問合せ先
人権推進課男女共同参画係 内線2322

